

令和 8 年度 沼津市在宅医療・介護連携推進事業普及啓発講演会開催業務委託
公募仕様書

1. 委託業務の名称

令和 8 年度 沼津市在宅医療・介護連携推進事業普及啓発講演会開催業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 12 日（金）

3. 目的

医療や介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して暮らしていくために、どの年代においても、自身若しくは家族・大切な人が「もしも」の時にどのようなケアを受けたいかを事前に共有する「人生会議・ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」を広く周知し、関心を持ってもらうことを目的に開催する。

4. 概要

(1) 講演会対象者

沼津市在住・在勤・在学の方とそのご家族（市外の方も可）

※ メインターゲットは 30 代から 50 代とする

(2) 開催日時・会場

開催日：令和 9 年 1 月 30 日（土）14：00～16：00

会 場：プラサヴェルデ コンベンションホール B

(3) 定員

230 人

5. 業務内容

(1) 講演会の企画・準備（講師選定・調整含む）

- ・講演会までの流れについて計画書を作成し、委託者に提出すること。
- ・講演会当日の運営マニュアル（緊急時の対応マニュアルを兼ねる）を作成し、委託者に提出すること。
- ・業務目的を達成するための企画や講師選定を行うこと。
- ・委託者と講師、会場側との連絡調整や打合わせを随時行うこと。
- ・講演会開催の成果確認のため、事前に評価指標を定めること。

(2) 講演会周知

- ・受託者の創意工夫により、対象者（主にメインターゲット）に広く訴求できるような媒体や手法を用いて周知を行うこと。なお、周知に係る費用は受託者で負担すること。
- ・申込み受付は委託者が指定した方法で実施すること。

(3) 講演会の開催運営と動画配信

- ・講演会当日の従事者については、可能な限り受託者で手配する。委託者側で従事者が必要な場合は、役割分担を含め委託者と協議の上決定する。
- ・講演会当日の講師対応、ステージ進行、照明や音響操作等含めた全体の運営を行うこと。
- ・講演会の内容に関連する動画配信により、当日参加できない人が情報を得ることができるよう手段※を取り入れる。

※手段の例：講演会当日のオンライン視聴、一定期間の講演会アーカイブ配信、講演会内容に係る独自制作の動画配信等

(4) 実施報告

- ・業務完了後速やかに、業務期間中の委託者との協議記録等、行事開催日当日の実施内容、記録写真及びアンケート集計結果、講演会開催の評価資料を添えて業務完了報告書を提出すること。

6. 費用について

契約金額には、令和8年度沼津市在宅医療・介護連携推進事業普及啓発講演会の開催に要する一切の費用を含むものとする。

ただし、下記会場利用料等の経費については、委託者が負担することとする。

委託者負担分

会場使用料	コンベンションホール B（使用期間 R9.1.30 9:00～17:00）
備品使用料	移動ステージ B 12 台、音響セット B、演台（中）、プロジェクター A、ワイヤレスマイクセット、展示パネル大 8 枚、花台

上記以外の備品等の使用が必要な場合は、受託者が負担すること。

7. 事業の経理等

- (1) 受託者は、本事業が介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に基づく在宅医療・介護連携事業において実施されることを十分に理解し、事業を適正かつ明確に執行し、その経理にあたっては、他からの補助金・負担金・委託料等の収入を受けるも

のについては、対象外経費として区分し、帳票等を分類すること。

- (2) 委託事業に係る関係書類等は、委託期間満了後の翌年度4月1日から起算して、5年間保存すること。

8. その他

- ・沼津市業務委託契約約款及び本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- ・受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- ・著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないように十分留意しなければならない。
- ・受託者は、委託者及び関係者と打合せの場を設ける等、定期的に情報交換を行うとともに、本業務の実施の進捗状況報告を行う等、随時委託者と調整を図らなければならない。